

佐倉市契約保証事務取扱要領
(趣旨)

第1条 市長が契約する建設工事又は製造その他の請負契約及びその他の契約（ただし、公有財産に関する契約、物件その他の買入れ及び借入れに関する契約を除く。）において、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号。以下「規則」という。）第147条に規定する契約保証金の納付及び還付等に係る事務処理について、法令等別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(入札者への周知)

第2条 市長は、当該事業の入札に関する公告又は通知において、当該事業に係る契約の保証について、入札参加者に、十分周知しなければならない。

(契約保証)

第3条 市長は、規則第147条第3項の規定により契約保証金の全部を納付させない場合を除き、契約締結前に、次の各号に規定する方法のうちから、契約保証の方法を契約の相手方を選択させるものとする。この場合において、第2号に規定する有価証券の担保価値は、規則第131条第3項第1号から第4号に定めるとおりとする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証証書の寄託

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証の保証証書の寄託

(5) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の保険証券の寄託

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が1億5,000万円以上の建設工事又は製造の請負契約の場合の契約保証は、契約の相手方から委託を受けた保険会社又は銀行との工事履行保証契約によるものとする。この場合において、付保割合は契約金額の100分の30以上とするとともに2年間の契約不適合に係る担保特約付きとする。

3 低入札価格の対象となる事業において、低入札価格調査に係る調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者に対する契約保証金の割合等は、規則第147条の規定にかかわらず、100分の30以上とする。また、前項に規定する工事履行保証契約の付保割合は、100分の40以上とする。

4 契約保証の方法が、金融機関の保証、履行保証、履行保証保険又

は公共工事履行保証証券のときは、債権者（名宛人）又は被保険者の表示を佐倉市長とする。

（契約保証金の収納）

第4条 契約の相手方が契約保証として前条第1項第1号の方法を選択した場合は、契約担当課長は、納入通知書兼領収書により契約保証金を収納するものとする。

（有価証券等の預託）

第5条 契約の相手方が契約保証として第3条第1項第2号から第5号までの方法を選択した場合は、契約担当課長は、契約の相手方から有価証券の証書及び履行ボンドに係る公共工事履行保証保険証等（以下「有価証券等」という。）の預託を受けたときに、契約の相手方に対し有価証券等の預かりを証明する書類を提出するとともに、厳重にこれを保管しなければならない。

（契約保証金の還付）

第6条 第4条の場合において、契約担当課長は、契約の相手方から検査調書の写し等履行の確認を証明する書類（以下「検査調書等」という。）を添えて保証金還付請求書の提出を受けたときは、速やかに払出命令書に当該請求書及び検査調書等を添付し、会計管理者に払戻の通知をするものとする。

（有価証券等の返還）

第7条 第5条の場合において、契約担当課長は、契約の相手方から検査調書等を添えて有価証券等返還請求書の提出を受けたときは、速やかに当該有価証券等を返還するものとする。この場合において、契約の相手方から有価証券等受領書を契約の相手方から受領するものとする。

2 規則第151条の規定にかかわらず、第3条第1項第3号中保証事業会社の保証及び第4号並びに第5号の保証は、当該保証証券の返還を要さない。

（変更契約に伴う契約保証の取扱い）

第8条 設計変更等に伴い、当初の契約金額に増減がある場合又は当初の工期の延長若しくは短縮がある場合の契約保証の取扱いは、次の各号のとおりとする。

（1）当初の契約金額に増額がある場合において、契約保証金の金額が、変更後の契約金額の100分の7未満となるときは、契約の相手方に対して契約保証金の金額が変更後の契約金額の100分の10以上となるよう増額変更を求めるものとする。この場合においては、契約保証金の増額変更がなされたことを確認した上で、変更契約の締結を行うものとする。有価証券等による契約保証においても

同様とする。

(2) 当初の契約金額に減額がある場合において、契約の相手方から、変更後の契約金額の100分の10以上が確保される範囲内で、契約保証金の金額を減額したい旨の申出があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を契約の相手方が要求する金額まで減額変更するものとする。ただし、有価証券等による契約保証であって、第3条第2項及び第3号中の保証事業会社の保証、第4号及び第5号にかかる保証については、減額することはできない。

(3) 有価証券等による契約保証で、当初の工期が延長となった場合は、保証期間が変更後の工期を含まないときは、変更後の工期を含む保証期間に保証契約を変更するよう、契約の相手方に求めるものとする。

(4) 有価証券等による契約保証で、当初の工期が短縮となった場合は、契約の相手方から、変更後の工期を含む範囲内で保証期間を短縮したい旨の申出があり、特段の事情がないときは、変更後の工期を含む範囲で有価証券等の保証期間を短縮する変更を認めるものとする。

2 変更契約に伴う収納等の手続きは、第4条から第7条までの規定を準用する。

(随意契約への準用)

第9条 この要領の規定は、随意契約に準用する。この場合において、「入札に関する公告又は通知」を「見積徴取に関する通知」に、「入札参加者」を「見積徴取者」に、「契約担当課長」を「事業担当課長」にそれぞれ読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この事務処理に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度契約者及び関係部局と協議し定めるものとする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。